

「働き方再設計支援事業・デジタルキャリア創出事業」業務委託仕様書

1. 委託業務名

働き方再設計支援事業・デジタルキャリア創出事業業務

2. 委託の趣旨

地元企業に対し男女共同参画・女性の活躍の重要性を再認識いただくことが重要である。そこで業務診断によるテレワーク導入検討を踏まえた業務見直しの機会創出と、女性が家庭と仕事を両立しながらデジタルスキルを發揮できる就労機会の創出という両面から、テレワークという柔軟な働き方を支援することで、地域での柔軟な働き方への理解促進と機運醸成、男女がともに働きたいと思える職場の増加、女性のデジタルスキルの向上、地域デジタル化の推進を目指すことを目的として、標記事業を委託する。

3. 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4. 業務内容

(1) 働き方再設計支援事業

- ・地元事業者を対象に、商工会議所と市と受託者との共同で説明会を1回開催すること。なお、商工会議所との調整業務及び説明会会場の手配並びに説明会参加企業の募集（参加を希望する事業者の申込手続きから参加確定事業者への連絡手続き等を含む）については市側で対応し、説明会会場は契約締結後、市と協議の上決定する。
- ・参加事業者のうち、アウトソーシングを希望する事業者又は柔軟な働き方の支援を希望する事業者（以下、「支援事業者」という。）に対しては、受託者にてアドバイザーを派遣し、業務がテレワーク化できるか業務診断の実施を行うこと。なお、支援事業者の選定は、市や地元事業者に精通している商工会議所や本市の関係部署等と協議を行うこと。なお、商工会議所や本市関係部署等との連絡調整業務などについては市側で対応する。
- ・テレワーク化できる業務がある場合は、自社内でのテレワーク業務形成、もしくは業務を切り出しテレワークチームへのアウトソーシングについて受託者により伴走支援を行うこと。
- ・伴走支援終了後、支援事業者が継続的な支援を希望する場合には、次のステップに繋がるための選択肢を示すこと。
- ・女性の離職率低下や業務効率化等に繋がるようなテレワーク導入等の支援、及び女性が活躍できるような職場環境の支援を行い、参加事業者内の女性が益々活躍できるような職場環境の支援を行うこと。
- ・本事業の取組を次年度以降も広報誌や市ホームページ等にて紹介しながら、継続して事業の趣旨に沿った取組にするため、支援事業者の成果報告会を実施し、取り組み内容やモデルケースを事例紹介することで働きやすい職場づくりへの機運醸成に繋げること。
- ・後述の(2)で実施する「デジタルキャリア創出事業」と関連付け、地元女性である講座修了生とのマッチングにより、アウトソーシングに対しての直接契約または受託者が間に入って、テレ

ワークによる地域活性化にも繋がる業務提携を検討すること。

- ・参加事業者数については、費用対効果等の観点から、最も効果的な数を設定すること。

(2) デジタルキャリア創出事業

- ・女性を対象者とする。なお、参加者の募集の手配（参加希望者の申込手続きから参加確定者への連絡手続き等を含む）は市で行うものとする。
- ・対象者である女性は、就労を目指す方を対象者とし、受託者は就労に繋がる支援を行うこと。
- ・テレワークの基礎を学ぶことができる入門講座を1回実施すること。また、講座内容に、家事と仕事を両立しながら能力を発揮できるような支援内容も含めること。
- ・入門講座の終了後、デジタルスキル取得のためのインターネットを通じたオンライン講座（全6回）を即座に実施すること。講座内容は、「SNS・ホームページの運用」「簡単な画像作成・デザイン」「バックオフィス業務の効率化」に対応するための、ITツール・生成AI・SNS活用・Canva等ツールを用いた画像作成などのデジタルスキル習得とすること。また、デジタルによる業務効率のメリットを感じられる場とすること。なお、参加者自身でPCや通信環境を準備し、実際にPCを触りながらデジタルスキルを取得できる場とする。研修期間については契約締結後、市と協議の上決定する。
- ・オンライン講座終了後、上記「(1) 働き方再設計支援事業」に参加しテレワーク可能な業務を切り出した地元事業者や、本講座の修了生とのマッチング支援、及び就業の機会を逃さないためのセーフティネットとして受託者が持つ全国の顧客案件を提供することによる就業者の創出に繋げること。
- ・申込者多数にて参加できない場合でも、参加を希望する女性に対し、有料でのデジタルスキル取得やテレワーク支援など次のステップに繋がる選択肢を示すこと。
- ・講座修了者が参加できるコミュニティとの連携により、即就業に至らない講座修了者もスキルアップを続け就業を目指せるフォローアップを支援すること。
- ・参加者数については、費用対効果等の観点から、最も効果的な人数を設定すること。

(3) (1) 及び (2) の事業の連携協力及び効果的な広報・周知

- ・(1) の事業は、原則再委託できない。ただし、セミナー講師等専門家を講師が所属する協会・会社等に派遣依頼するための業務契約は例外的に可能とする。この場合は、事前に市と協議するものとする。
- ・(2) の事業の全部又は一部を再委託する場合には事前に市と協議するものとする。
- ・チラシやホームページ掲載用データ素材などの効果的な媒体を作成すること。なお、具体的な手法については契約締結後、市と協議の上決定する。

(4) (1) 及び (2) の事業に係る作業分担

- ① (1) の事業に係る作業分担は以下の通りとする。

項目	委託者（大川市）	受託者
(ア) 事業周知・受付	・参加企業募集、申込受付、 参加確定連絡	

項目	委託者（大川市）	受託者
(イ) 説明会の開催	・商工会議所や関係部署等への説明 ・会場手配	・説明会の開催（内容準備・説明）
(ウ) 支援事業者の選定	・商工会議所や関係部署等との協議や連絡調整	・選定に関する協議
(エ) アドバイザー派遣及び業務診断		・アドバイザー派遣 ・テレワーク及びアウトソーシング可能性の業務診断
(オ) 診断結果に基づく支援（伴走支援）		・テレワーク導入に係る（体制構築など）支援 ・業務切り出し支援 ・アウトソーシング支援
(カ) 伴走支援後の継続支援案内		・次のステップとなる選択肢を提示
(キ) 成果報告会の実施	・広報誌や市ホームページ等での紹介（次年度以降）	・成果報告会の実施、事例紹介

②（２）の事業に係る作業分担は以下の通りとする。

項目	委託者（大川市）	受託者
(ア) 事業周知・受付	・申込受付、参加確定連絡	
(イ) 入門講座（全１回）	・講座日程等の協議	・テレワーク入門講座の実施
(ウ) オンライン講座（全６回）	・事業内容（研修期間）の協議	・オンライン講座の開催
(エ) テレワーク就業支援（マッチング）	・地元事業者との連携	・地元事業者とのマッチング支援 ・全国案件の提供による就業創出
(オ) 参加できなかった女性への対応		・有料講座など次のステップとなる選択肢を提示
(カ) コミュニティとの連携やフォローアップ支援		・講座修了者が参加できるコミュニティと連携し、継続的なスキルアップ・就業支援を実施

5. 実施効果の測定・分析

- ・説明会や入門講座、各種支援等終了後、参加者に対してのアンケート調査を実施すること。
- ・アンケート結果の実施後、集計結果を整理した報告書を速やかに報告すること。

6. 業務報告書等

- ・受託者は、本業務の委託期間が満了したときは、その旨を市に報告し、本事業における役務の提供状況及び事業に要した経費を記載した業務報告書を市に提出しなければならない。
- ・業務報告書により確定した役務提供に基づく報酬額が契約委託料の額を下回る場合には、その役務提供に基づく報酬額を委託契約額とする。

7. その他

- (1) 本事業に関して作成されたデータや画像等は、市ホームページ等の広報媒体等において、自由に使用できること。業務の作成物等に、受託者が従前から保有する知的財産権(著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む。)が含まれていた場合は、権利は受託者に保留されるが、本市は、業務の作成物等を本業務の目的で利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。受託者は本市に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

業務の成果物等に、受託者以外の第三者の保有する知的財産権が含まれる場合は、上記の定めによらないものとする。なお、第三者からの成果品に関し権利侵害に関する訴えが提起された場合は、受託者の責において解決するものとする。ただし、受託者の故意または過失に起因する場合に限るものとする。

- (2) 障害発生時においても、サービス停止が極力生じないようにすること。また、障害発生により、伴走支援等が実施できない場合は、本市と協議の上、伴走支援等を追加で実施すること。
- (3) 本事業に関する参加事業者の参加費は無料とする。
- (4) 事業の実施に係る苦情対応体制を整備し、苦情等が発生した場合は、速やかに市に報告の上、対応について協議するとともに、苦情等の申出者に対しては誠実な対応に努めること。

8. 事業実施に当たっての留意事項

- (1) 本事業の実施に当たっては、委託者である市の事業目的遂行のため、協力して業務を推進するものとする。また、市からの質問や臨時の検査、資料の提示等の依頼に対しては、円滑な事業遂行のため、速やかに協力するものとする。
- (2) 本事業に係る支出関係を明らかにする帳簿及びその他支出内容を証する証拠書類について、市が委託金額を確定した日が属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- (3) 本業務の実施に当たっては、職業安定法をはじめとする労働関係法令等を遵守し、関係労働法令等に照らして適切な対応をすること。
- (4) 本事業の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行うこと。
- (5) 本事業に関し、参加企業の情報を収集、保管し、又は使用するに当たっては、事業の目的の達成に必要な範囲内で収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用すること。
- (6) 本事業に従事する者は、業務上知り得た個人情報及び企業情報をみだりに他人に知らせてはならないことはもとより、事業に従事する者でなくなった後においても、同様とすること。

- (7) 本事業の目標値については、業務の進捗状況等を踏まえて変更する場合があること。
- (8) 本事業により得られた作成物及び本事業に関して作成される文書類の著作権は、受託者が本事業受託前より権利を有していた等の明確な理由により、予め書面にて権利譲渡不可能と示されたもの以外、全て市に帰属するものとする。
- (9) 本事業に関して作成される文書類及びホームページ等に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は当該著作物の使用に必要な負担や使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合は事前に市に報告し、承認を得ること。
- (10) 本業務の成功に向けた業務改善、市への改善提案を随時行うこと。
- (11) 市が事業の運営上必要な措置を講ずるべき事案が発生したと判断した場合は、受託者は、市の依頼に基づき迅速かつ適切に対応しなければならない。
- (12) その他、本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて市と協議を行うこと。